

## 入札条件

### 設計単価の適用について

入札の際に使用する公共工事設計単価は、令和8年4月31日以前の公共工事設計単価によるものとしておりますが、契約後に協議の上、令和8年5月1日から適用の公共工事設計単価への契約変更を行うことができるものとします。

契約変更は、「工事請負契約締結後における単価適用年月変更」に準じて対応することとなりますので、当初契約締結日から14日以内に必ず発注者に請求してください。

「工事請負契約締結後における単価適用年月変更」については、以下のホームページを参照願います。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/suisan/kibanseibi/osirase/1008544/1008550>

なお、様式については、「工事」を「委託業務」に、「請負代金額」を「業務委託料」に変更の上、使用願います。